

～戸籍はこうに変わります～

いままでのもの

これからのもの

この様本は、戸籍の原本と相違ないことを認める。
平成二十四年拾月七日
北海道天塩郡幌延町長 宮本 明

本 籍			本 姓		
北海道天塩郡幌延町宮園町一番地一			親延 太郎		
戸籍事項	戸籍改製	【改製日】 平成24年12月8日 【改製事由】 平成6年法律第51号附則第2条第1項による改製	戸籍に記録されている者	【名】 太郎	【配偶者区分】 夫
身分事項	出生	【出生日】 昭和38年4月2日 【出生地】 北海道旭川市 【届出日】 昭和38年4月8日 【届出人】 父	婚姻	【婚姻日】 平成元年8月30日 【配偶者氏名】 豊富桃子 【従前戸籍】 北海道旭川市六条通9丁目4番地 親延一部	
			戸籍に記録されている者	【名】 桃子	【配偶者区分】 妻
身分事項	出生	【出生日】 昭和40年3月3日 【出生地】 北海道札幌市清田区 【届出日】 昭和40年3月10日 【届出人】 父	婚姻	【婚姻日】 平成元年8月30日 【配偶者氏名】 親延太郎 【従前戸籍】 北海道札幌市清田区平岡一条1丁目2番地 豊富次郎	
以下余白					
発行番号 00000001 これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。 平成24年12月10日 北海道天塩郡幌延町長 宮本 明 職印					

「戸籍謄本」から
「全部事項証明書」へ
「戸籍抄本」から
「個人事項証明書」へ

これまで戸籍に記載し

である全員を証明するものを「戸籍謄本」、個人を証明するものを「戸籍抄本」と呼んでいました。新しい戸籍では、「全部事項証明書」と「個人事項

証明書」に、それぞれ名称が変わります。

新しい戸籍では、本籍

の地番表示が「二〇〇番地の一」と記載されていたものは、住民票とおなじように「の」が省略され、「二〇〇番地一」と表示されます。

その他のポイント

手数料は今までと同じ450円
戸籍の手料は、今までどおり1件あたり450円です。ただし、平成改製原戸籍（今までの縦書きの戸籍）の手料は750円になります。
附票も電算化します
戸籍の附票は、戸籍と住民票を結びつけるもので、住所の履歴が記録されています。今回、戸籍の電算化に合わせて、附票も電算化されます。

A 筆頭者は戸籍の冒頭に記載された人です。現在の戸籍法では、親・子・孫三代にわたる戸籍は禁止されていますので、祖父母と孫が同じ戸籍に入ることはありません。
世帯主とは、一つ屋根の下に住み、生計を共にする人たちの代表者です。
Q 死亡した人は電算化後の戸籍には記載されないの？
A 平成24年12月8日以前に死亡や婚姻、離婚などによりその戸籍から除かれた場合は、戸籍の筆頭者以外の方は電算化後の戸籍には記載されません。

